

市議会での焦点

再審法改正に向け請願書の採択を



米原市民報

日本共産党米原市会議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党米原市会議員
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

全ての証拠の開示を

今回の請願で国や国会に求めている内容は再審制度のルール改正です。その内容は次の3点の請願項目に集約されています。

- 1、再審における検察手持ち証拠の全面開示
- 2、再審開始決定に対する検察の不服申し立ての禁止
- 3、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の整備です。

この3点については、日本弁護士連合会や各地の弁護士会でも当然の内容として決議されています。

現在弁護士で元裁判官の木谷明さんは次のように述べておられます。

身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われる冤罪ほど、恐ろしいものはない。再審制度は、そういう不幸な冤罪者を救済するためのものだ。しかし、集めた証拠を検察官が独り占めにし、請求人に見せなくてよい現行法の下では、その中に請求人に有利な証拠が含まれていても、冤罪者は救済されない。そんな不合理がなぜ許されるのか。また、長い時間をかけた審理の後ようやく再審開始決定が出されても、検察官が不服を申し立てさえすれば、それだけで救済はさらに遅れる。検察官の不服申立は、冤罪の早期救済の観点から禁止されて当然だ。さらに現在の法律には、再審事件を審理する裁判所がどういう手続で審理すべきかの規定が事実上ないに等しい。各地の裁判所の審理がバラバラなのはそのためだ。不幸な冤罪者を早期に救済する上で、少なくともこれら3点に関する法改正及び法整備は、喫緊の急務である。

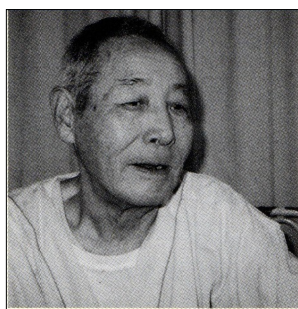
国民救援会では、国に対して再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改定を求めています。今まで、多くの冤罪事件がおこり、再審で無罪となったケースも多数発生しています。ただ再審のルールの規定が不十分で、裁判所の裁量に任されており、証拠の開示が不明確であるなど、多くの問題が指摘されています。今回、国民救援会長浜・米原支部では米原市議会に対して、国に再審法改正の意見書提出の請願を提出される予定です。

国会で多くの議員が賛同

日本弁護士連合会が開いた国会内での再審法改正を求める院内集会では101人の国会議員から賛同（メッセージ、当日挨拶）が寄せられたとしています。与党議員からも28名の賛同が寄せられています。

県内での再審事件

日野町事件（阪原弘さん）



1984年暮れ、滋賀県日野町で、酒店を経営していた女性店主が行方不明となり、翌年1月遺体が発見された。3年後に酒店の常連客だった阪原弘さんが逮捕され、自白を強要される。1995年、有罪判決（無期懲役）その後上告が棄却され服役を余儀なくされる。再審請求中の2011年獄



湖東記念病院人工呼吸器事件（西山美香さん）

2003年、滋賀県の湖東記念病院で男性入院患者が死亡。看護助手の西山美香さんが「人工呼吸器を引き抜いた」として殺人罪で懲役12年の有罪。獄中から再審請求。刑期満了後に大阪高裁が地裁判断を覆して再審開始を決定。2019年3月、最高裁で再審開始が確定。2020年3月31日再審無罪判決。

この記事や写真は再審法改正をめざす市民の会のパンフレットから引用させていただきました。

雑感

今回の請願が、いかに重要かを表す事件が袴田事件です。袴田事件は1966年に発生した、静岡市清水市での焼け跡から発見された一家4人の他殺事件です。長時間の取り調べで「自白」が強要され、死刑判決が確定しました。しかし2014年に静岡地裁で再審開始が決定。2020年12月、最高裁が取り消し決定を破棄し高裁に差し戻しました。2023年3月再度高裁で再審開始の判決、その間検察は即時抗告などを行い、この決定を覆そうとしましたが、特別抗告を断念し、本年10月27日から静岡地裁で裁判のやり直しを行います。しかし有罪の決め手となった、事件後1年2か月後に出来たとされる、みそ桶に隠され、みそに漬かっていた衣類5点の血痕は裁判所すら不自然としています。袴田さんは人生の大半の57年間犯人とされており、今精神的に病んで公判にも出られませんが、元はプロボクサーで、このようなことが無ければ活躍されたことも想像できます。今回の検察の有罪立証は、検察の面子だけです。他にも死刑判決後の再審により無罪となった事件もあります。日本の死刑制度のあり方も考えるべきです。ぜひ請願の採択を。